

第8次医療計画策定に向けた骨子検討シート（第2部第1章第9節 医療安全の確保等）

1. 医療安全対策の推進

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）

<p>（現状）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会経済情勢の変化等に伴い、医療に対するニーズは多様化。健康や医療に関する情報は高度化・多様化。 ・都民は、患者視点に立った確かな診断と治療技術に裏付けられた質の高い医療機関の受診を望んでいる。 ・医療情報が十分でない場合、適切な医療機関を選択できない可能性がある。医療に関する知識不足、医療従事者の説明不足等を原因として、患者と医療機関との間でトラブルが生じるケースがある。 <p>（これまでの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都は「患者の声相談窓口」を設置し、患者等からの医療に関する相談等（例年約1万件）に対応。 ・平成19年度からは医療安全支援センターを本庁と都保健所（5か所）に設置。特別区（2区）、八王子市及び町田市も医療安全支援センターを設置。 ・医療安全支援センター未設置の特別区も、それぞれ相談窓口を設置している。 ・病院管理者、医療安全担当者等に対する講習会等を通じて、病院の医療安全に対する意識向上を図っている。 	→
---	---

課題

<ul style="list-style-type: none"> ○医療安全対策の推進 ・都民が安心して良質な医療を享受できる医療提供施設の確保が必要。 ・都民と家族が治療に関する十分な情報を得られるよう、引き続き医療安全対策を推進していくことが必要。 ○医療安全支援センターの設置 ・医療安全支援センターが設置されていない特別区にも、設置を働きかけていくことが必要。 	→
---	---

今後の方向性（取組の概要を含む。）

<ul style="list-style-type: none"> ○医療安全対策の推進 ・医療安全支援センターを通じて、「患者の声相談窓口」による相談対応、医療安全の推進に関する情報提供、研修の実施、医療安全推進協議会の開催等の取組を実施。 ・相談を必要とする患者等が適時「患者の声相談窓口」に相談できるよう、認知度向上に努める。 ○医療安全支援センターの設置 ・医療安全支援センターを設置していない特別区に対し、技術的支援及び財政的支援を通じ、設置を促進。 	→
--	---

目標

<ul style="list-style-type: none"> ○患者・都民中心の医療を実現するため、保健医療サービスの質の向上を支援するとともに、医療安全に対する意識の向上を図る。 	→
---	---

想定する評価指標

<ul style="list-style-type: none"> ○医療安全対策加算届出病院数（加算1及び加算2）（増やす）

第8次医療計画策定に向けた骨子検討シート（第2部第1章第9節 医療安全の確保等）

2. 医療施設の監視指導等

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）

（現状）

- ・平成27年10月に始まった医療事故調査制度について、病院管理者等が十分に理解していない病院がある。
- ・重大な医療事故等が発生すると、都民の医療機関への不安や不信を招くことにつながる。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行により、病院機能への影響が生じた医療機関があった。
- ・法令改正等により、立入検査の検査項目は年々改定が必要。
- ・立入検査に係る都と病院とのやり取りは、主に紙媒体で行われている。

（これまでの取組）

- ・医療法に基づく立入検査を行い、医療法をはじめとする関係法令の遵守等、医療安全の確保に努めている。
- ・「院内感染対策推進のための自主管理チェックリスト」の活用を促すなど、院内感染防止の取組を支援。
- ・院内感染の予防及び発生時の対応等について、相談や情報共有できる地域ネットワークの活動を支援。

課題

○医療施設の監視指導等

- ・医療安全の確保や安全で質の高い医療を提供するため、医療法をはじめ法令改正等に対応した立入検査の実施が必要。
- ・精神科病院をはじめ都内病院の管理体制の強化に向けた指導徹底が必要。
- ・コロナ禍における院内感染の流行を踏まえた取組が必要。
- ・業務のデジタル化に向けた取組が必要。

今後の方向性（取組の概要を含む。）

○立入検査の実施

- ・医療法をはじめとする関係法令の遵守を指導。医療安全対策について、病院が実質的な改善を図れるよう、専門的視点から具体的指導を実施。
- ・高度な医療機器を保有している医療機関については、定期的な保守点検等、医療機器安全管理体制の整備状況を確認。
- ・医療関係職種の業務範囲見直し等、法令改正等を踏まえた指導を実施。
- ・広範な調査を実施し、これまで以上に事実確認を強化。
- ・保健所設置市及び特別区に対し、立入検査に必要な情報提供及び技術的支援を実施。
- ・医療提供施設に関する苦情等が寄せられた際には、調査等をした上で、必要な助言指導を実施。
- ・業務のデジタル化を推進し、業務負担の軽減及び利便性向上を図る。

○院内感染対策の推進

- ・引き続き「院内感染対策のための自主管理チェックリスト」の活用を促し、病院の自主的な取組を支援。
- ・精神病床・療養病床を有する病院や感染対策向上加算未算定病院への支援等により、平時からの院内感染対策を強化。
- ・各地域の院内感染対策に係るネットワークの取組状況を把握し、好事例の共有等を通して活動を支援するなど、取組の推進を図る。

目標

○患者・都民中心の医療を実現するため、保健医療サービスの質の向上を支援するとともに、医療安全に対する意識の向上を図る。

想定する評価指標

○医療安全対策加算届出病院数（加算1及び加算2）（増やす）

第8次医療計画策定に向けた骨子検討シート（第2部第1章第9節 医療安全の確保等）

3. 死因究明体制の確保

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）

（現状）
 ・死体解剖保存法に基づく政令により、監察医を置くべき地域として、特別区をはじめとする5つの地域が定められており、都は、監察医務院を設置し、検案・解剖業務を行っている。政令が適用されていない多摩・島しょ地域では、東京都医師会及び大学等の協力を得て、監察医制度に準じて、検案・解剖を行っている。

（これまでの取組）
 ・死因究明体制は、本来、国が必要な法整備を行って、地域を限定せずに整えることが必要。都では、国に対して東京都全域に監察医制度が適用されるよう、政令の改正を繰り返し求めている。

・令和元年9月、東京都死因究明推進協議会において、都における死因究明の体制を維持・推進していく方向性について、「東京都における持続可能な死因究明体制の推進」として報告書がとりまとめられた。

・この報告書を基に、死因究明等推進基本法やそれに基づく死因究明等推進計画等を踏まえて協議会等において議論を深め、都における死因究明の推進を図っている。

課題

○死因究明体制の確保
 ・死因究明体制の確保・充実を図るためには、多摩・島しょ地域の検案業務を行う医師の高齢化による検案医確保困難地域への対応とともに、検案医の専門性の向上が必要。

今後の方向性（取組の概要を含む。）

○検案医の確保と専門性の向上
 ・大学法医学教室の協力を得て実施する巡回検案の地域を拡大するとともに、区部の法医学教室にも多摩地域の検案業務等への協力を依頼するなど、検案医の確保が困難な地域における検案体制を確保する。

・引き続き、大学法医学教室と協力し、症例検討等を取り入れた研修会を実施し、検案医の確保や精度向上を図るとともに、新たな検案医の確保・育成のため、医学生等を対象としたセミナーを開催する等により、死因究明体制の推進を図っていく。

・国に対し、監察医制度が東京都全域に適用されるよう、政令の改正を引き続き求めていくとともに、死因究明推進協議会において多摩地域の検案体制をはじめ、都における死因究明体制の充実に向けた検討を進めていく。

目標

○検案業務を行う医師の高齢化に伴う検案医確保困難地域への対応とともに、検案医の専門性の向上を図り、死因究明体制の確保・充実を図る。

想定する評価指標

○設定なし